# 札幌市 ICT 活用戦略検討有識者会議設置要綱

令和元年8月5日 まちづくり政策局長決裁

(設置)

第1条 情報通信の仕組みやコミュニケーションの形態が大きく変化している時代に対応し、札幌が抱える課題を解決するためにICTを活用することで、目指すべき都市像及び未来の札幌の姿の実現を図るための指針として「札幌市ICT活用戦略(以下「戦略」という。)」を策定した。今後、技術の進歩や社会情勢の変化に合わせた柔軟な戦略の見直しや、産学官連携による取組の進捗評価などに関して、有識者から幅広く意見を求めることを目的として、「札幌市ICT活用戦略検討有識者会議(以下「有識者会議」という。)」を設置する。

### (検討事項)

- 第2条 有識者会議は、次の事項を検討する。
- (1) 技術動向の変化等に応じた戦略の見直し
- (2) イノベーション・プロジェクトなど重点的に推進を図る取組の進捗評価
- (3) その他必要な事項

# (組織)

- 第3条 有識者会議は、15名以内の委員にて構成する。
- 2 委員は、前条の目的を達成するために市長が適当と認める者に委嘱する。
- 3 市長が特に必要があると認めるときは、委員の代理出席を求めることができる。

#### (座長)

- 第4条 有識者会議には、座長を置くものとする。
- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- 5 座長は、第3条に掲げる者のほか、必要があると認める者に有識者会議への出席 を求めることができる。

#### (守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。

### (事務局)

第6条 有識者会議に事務局を設置し、事務局の庶務は、まちづくり政策局 ICT 戦略 推進担当部において実施する。

#### (開催)

第7条 有識者会議は、必要に応じてまちづくり政策局 ICT 戦略推進担当部長が召集する。

(謝礼)

第8条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。 2 前項の規定は、第3条第3項により代理出席した者に準用する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する必要事項は、まちづくり政策局 ICT 戦略推進担当部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。